

# 令和7年度 京都市立深草小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### ===== <参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

#### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成員（職名又は校務分掌）

管理職（校長または教頭）、生徒指導・総合育成主任・副主任  
学年生徒指導・総合育成支援部、養護教諭・S C

### (2) 開催時期

定例委員会は、生徒指導・総合育成委員会と同時に開催。  
(緊急対応の場合は、この限りではない。)

### (3) 児童生徒・保護者への周知方法等

- ・ホームページ掲載。
- ・いじめに関わるアンケートの実施の告知。
- ・大型テレビ掲示で、構成員を児童に紹介。

### (4) 取り組む内容

- ・いじめかどうかの認定。
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・いじめの終結判断と、その後の見守り

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取り組み

#### ア 学習環境の整備

- ・各種委員会活動との連携のより、掲示物の作成など学校環境の美化推進活動に取り組む。
- ・下駄箱・トイレのスリッパ、公共スペースの整理整頓を周知し環境美化に努める。
- ・校内のごみの分別を周知し、環境美化に努める。
- ・ユニバーサルデザインチェック表に基づき、学習環境を整える。

#### イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画より、深草授業スタンダード（板書やノート指導）、生徒指導の実践上の4つの視点を徹底させ、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努める。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

#### ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・授業参観等で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・人権学習では、男女平等（性教育）、外国人・外国ルーツ、総合育成支援教育、同

和問題に関する指導を柱として、各学年に応じて系統的に指導することで人権教育の充実を図る。

## **エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実**

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事を通して人間関係づくりを行う。
- ・育成学級児童との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・5月の憲法月間や12月の人権週間の際は、重点的にいじめ問題も取り上げた取り組みを行い、委員会活動の中では人権標語・スローガンなどの作成を行う。

## **オ 児童同士の絆づくり**

- ・図書館で心温まる本の紹介や、人権に関わる本のコーナーを設置したりする。
- ・「学級だより」に友達を大切にしたり、命を大切にしたりすることの大切さを保護者と一緒に考えられるようなコーナーを作ったりする。
- ・非行防止教室を計画的に実施して、全校の子どもたちに浸透するようにする。
- ・欠席した児童への配慮（手紙を渡す、電話連絡をするなど）をする。

## **カ その他**

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。
- ・ホームページに子どもたちの学校での様子を積極的に掲載し、保護者に学校生活の様子をできるだけ多く伝えられるようにする。
- ・クラスマネジメントシートを有効に活用して、学級の状態を担任が把握し、いじめを未然に防げるようとする。

### **(2) いじめの早期発見のための措置**

#### **ア 情報の集約と情報の共有**

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年生徒指導部を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

#### **イ 児童生徒に対する定期的な調査**

##### **(ア) アンケートの実施**

- ・いこにこアンケートを6月、11月に実施。クラスマネジメントシート（4年生以上）も活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

##### **(イ) 教育相談の実施**

- ・アンケート実施後の6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

##### **(ウ) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処**

- ・アンケート実施後すみやかに集約し、調査結果を検証する。その際、検証した情報

は全教職員で共有し、組織的に対処する方法を確認する。

### (3) いじめが起こったときの措置及び組織的な対処

#### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・ いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 周りの児童への関わりを把握する。
- ・ 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・ 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・ 被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・ 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・ 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級・学年集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・ 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

## 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育の充実
- ・児童生徒の思いやりの育成
- ・授業改善
- ・児童生徒の主体的な活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

### 【いじめ対策委員会で共有】

- いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

学校としての対応方針の決定。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指導

### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」「ケータイ安全教室」「薬物乱用教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・GIGAスクールへの取組と同時に、インターネットの使い方、個人情報の保護について、Teamsの掲示板やDMの使い方なども指導する。
- ・「デジタル・シティズンシップ教育」の理念を踏まえ、その素地を養うために、児童生徒が情報モラルについて学ぶ「学習型情報モラル教育」と併せて、実際の活用場面に合わせて必要な力や行動を学ぶ「活用型情報モラル教育」の取組を推進する。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

### 「いじめ解消」の定義

- ①いじめが止まっている状態が継続（3ヶ月）
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと
- ・注視するに留まらず、にこにこアンケートとくらすマネジメントシートを活用し、当該児童だけでなく関係学年や学級での変容を把握するように努める。また、いじめ対策委員会を臨時的に開き、児童の様子を共通理解する。その際、当該児童だけでなく保護者への適切な対応などができるようとする。また、アンケートの内容や数値に注目し、担任はいじめの再発の未然防止に努める。
- ・道徳の授業や、人権部の取組とも連携する。

## （4）教職員の資質向上（校内研修）

### ア 内容

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。  
「深草小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

### イ 実施時期

- ・4月、8月、2月に行う生徒指導・総合育成研修会時に実施する。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「深草小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・深草小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「深草小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）である。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見積極的認知の取組	保護者への啓発 関係機関への連携
4	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 校内研修会			入学式後の保護者説明 学校説明会
5	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 校内研修会 男女平等・外国人教育授業 計画作成	1年生を迎える会・校外学習 非行防止教室 朝会（憲法の話） 学校テレビ掲示について いじめ対策委員会の紹介		個人懇談会
6	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 「アンケートの結果の 集約と共有」	6年修学旅行	第1回にこにこアンケートの実施	
7	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 「クラスマネージメントシートの結果の集約 と共有」		教育相談期間 第1回クラスマネージメントシートの実施 学校評価アンケート	個人懇談会 いじめ人権啓発パレード

8	校内研修会 年間計画の見直し			
9	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会			人権参観懇談会
10	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会	5年花脊山の家野外活動 体育科学習発表会		
11	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 「アンケートの結果の 集約と共有」		第2回にこにこアンケー トの実施	
12	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 「クラスマネージメン トシートの結果の集約 と共有」	人権集会（各学年）	教育相談期間 第2回クラスマネジメン トシートの実施 学校評価アンケート	個人懇談会
1	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会	自由参観日		自由参観日
2	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 校内研修会			参観・懇談会
3	生徒指導・総合育成委員会・ いじめ対策委員会 年間取組の見直し 学校いじめ防止プログラム の見直し	6年生を送る会		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」